

## 令和6年3月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和6年3月6日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企 画 財 政 課 長	佐 々 木 健 太 郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健 康 推 進 課 長	太 川 一 輝
長 寿 支 援 課 長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住 民 福 祉 課 長	小 中 尾 寿 隆
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔
行 政 係 長	井 原 和

## 議事日程

- 第 1 同意第 1 号 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を  
求める件
- 第 2 同意第 2 号 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 第 3 報告第 2 号 専決処分の報告（工事請負契約の変更（川棚大崎自然公園  
交流広場人工芝改修工事））
- 第 4 議案第 3 号 令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 8 回）
- 第 5 議案第 4 号 令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 4 回）
- 第 6 議案第 5 号 令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算  
（第 3 回）
- 第 7 議案第 6 号 川棚町課室設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7 号 川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 9 号 川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 10 号 川棚町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 11 号 川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 12 号 川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指  
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 13 号 川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 14 号 川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例を廃止する条例
- 第 16 議案第 15 号 川棚町大崎温泉施設設置条例を廃止する条例
- 第 17 議案第 16 号 川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 17 号 川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条  
例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 18 号 川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 19 号 東彼地区保健福祉組合規約の変更の件

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

## 日程第1 同意第1号

**議 長** まず日程第1、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

**町 長** 同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について提案理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員については、3人の委員を選任しておりますが、任期は3年で、3人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年委員の選任議案を提出しているところであります。

そこで、今回、現職の委員であります有田清人氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再任したく提案するものであります。

同氏は、川棚町下組郷■■■■■にお住まいで、昭和24年■■■■■生まれの74歳です。

また、同氏は、これまで1期3年間委員を務めておられ、固定資産評価の審査について豊富な経験を有しておられ、委員として適任と判断されますので提案するものであります。

なお、任期については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

以上、ご提案いたしますので、ご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** はい。全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 03)

## 日程第2 同意第2号

**議**            **長** 次に日程第2、同意第2号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

**町**            **長** 同意第2号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」につきまして、提案理由をご説明いたします。

川棚町農業委員会委員の選任につきましては、農業委員会等に関する法律により、首長が議会の同意を得て任命することとされております。

現在の農業委員会委員におきましては、定数13名に対し、令和5年6月の町議会定例会におきまして、12名の方の同意を得ておりますが、今回、欠員となっております1名の方の推薦があっており、農業委員会委員に選任する必要が生じたところであります。

そこで、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この1名の方を農業委員会委員について、議会の同意を求めるものであります。

その他、詳細につきましては、産業振興課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは、ご説明いたします。先ほど、町長のほうからも説明がありましたとおり、現在の農業委員会委員において1名の欠員となっていたことから、農業委員会等に関する法律、同法律施行規則、川棚町農業委員会委員の選任に関する規則に基づき募集を行ってりましたが、1月16日までに推薦のありました次の方について同意を求めるものであります。

本日お配りしております別紙「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める候補者一覧表」をご覧ください。

同意を求める候補者について、地区・氏名を読み上げます。

百津地区、平田ちづるさんであります。

この同意を求める候補者につきましては、川棚町農業委員会委員候補者評価委員会の評価を受け、同委員会から町長に対し意見書の提出がなされております。

評価委員会では、川棚町農業委員会委員の選任に関する規則第3条に規定する、農業委員に推薦を受ける者及び募集に応募する者の条件として、町内に住所を有すること、町が設置する他の附属機関等の委員でないこと、町職員でないことの条件に該当しているか、また、農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」でないこと、

同条第5項に規定する農業委員の過半数を「認定農業者である個人」又は「認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人」が占めなければならないこと、

同条第6項に規定する「農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」こと、

同条第7項に規定する「委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」ことなど、法律に規定する要件に抵触していないかについても、評価を行いました。

その結果、川棚町農業委員会委員の選任に関する規則第3条及び農業委員会等に関する法律第8条の規定に抵触しておらず、農業委員会委員として適任であるとの評価がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のうえ、ご同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** 2点お聞きします。1点目は、ただいまの課長の説明にあり、他の委員会の委員に所属していないことという説明がありましたが。この資料によりますと、民生児童委員協議会の委員をなさっておりますが、それには大丈夫なのかということが1点。それから欠員の補充という説明でしたので、任期は要するに他の委員さんたちと同じ期間なのか、要するに終わりはこれから選任してこの方の任期はいつまでなのかということをお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。田口議員の2点の質問にお答えします。まず1点目、この別紙の中の川棚町民生委員児童委員協議会の主任児童委員でありますので、そこをちょっと調べましたけども、この民生委員は厚生労働大臣から委嘱された方であり、町が設置した附属機関ではないということで、問題ないと判断しております。それとあと任期につきましては、今の現在の農業委員さんの委員の任期と任期までとしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**5番炭谷** 確かに農業委員会は公選法に基づく選挙法が絡んでいたというふうに思いますけども、補選とか何とかって欠員の場合はそういったことは関係はないってということですかね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 大変申し訳ございません。ちょっとよく聞き取れなかったので

すから、もう一度お願いいたします。

議 長 聞き取りにくかったのもう一度。

5 番 炭 谷 農業委員会は多分公職選挙法と言いますか選管のほうで取り扱って人員とかなんとかがそういうふうに審査であるというふうに私理解しておりますけどその点と、補充ということでもありますので選挙法には問題ないのかってというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。農業委員会につきましては過去選挙の行つての選任でありましたが。すみません、いつ改正されたかっていうまではちょっと今私を手元に持ちませんが、今は公職選挙法というかですねの関係で選挙で選ぶということにはなっておりません。

議 長 よろしいですか。はい。炭谷議員。

5 番 炭 谷 その公選法で扱ってないってなれば、なにか条項か法的なものが変更になったっていう日付があるんじゃないかっていうふうに思うんですけど。大丈夫ですか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。大変申し訳ありませんが、もう前回の農業委員会の委員さんを決めたときにもですね、もう変わっておりましたので、かなり経つと思しますので、ちょっとその日付までは記憶しておりません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。辻議員。

6 番 辻 農業委員会の委員はですね、農地転用などの重要な件を扱う委員だと思います。そういうことの理解とかそういうものをきちんと確認されたのか、お聞きしたい。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 この方につきましては、推薦された方でありまして、評価委員会でも適任という認識のもと今回同意を求めるものであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。ん。質疑あります



か。はい。炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 農業経営の状況なのですが、多分「作目」ここが「耕地面積」が空欄になっているというのが一つ気になることと、その点は農業関係の経歴の中で農機関係とか肥料関係の職務をされていたということの中で、なんか業界的なものがあるし、その土地が耕作をされていないというのは、そこから辺を勘案して一応その手続きには問題ないということに判断されたのか、そこをお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、別紙の欄の農業経営状況についての空欄の件につきましては、農業者ではないということで、ここは空欄というふうになります。また、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定しております農業委員におきましては、利害関係を有しない者要するにあの農業者でない方が含まなければならないということになっておりますので、この方については農業者ではない方を含めるように同意を求めるものであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、同意第2号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 16)

### 日程第3 報告第2号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第3、報告第2号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（川棚大崎自然公園交流広場人工芝改修工事））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 報告第2号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（川棚大崎自然公園交流広場人工芝改修工事））」について提案理由をご説明いたします。

川棚大崎自然公園交流広場人工芝改修工事の工事請負契約につきましては、令和5年7月13日に開催の町議会臨時会において、議案第28号で工事請負契約の締結を議決いただき工事を施工していたところでございます。

しかし、施工中に工事内容の一部に変更が生じましたが、緊急を要するものであったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき制定されております、町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定により、令和6年2月22日付けで専決処分により契約変更を行ったところであります。

そこで、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

そのほか、専決処分の内容につきましては、産業振興課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは、専決処分の内容につきまして、ご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、専決処分書をご覧ください。

ただいま町長より説明がありましたように、本工事の施工期間中に工事内容の一部に変更が生じたことから、契約金額について変更を行う必要となりました。

その契約金額につきましては、記載にありますように、変更前の工事請負金額が1億8,344万7,000円でありましたが、変更後の工事請負金額を1億8,838万8,200円としたもので、494万1,200円の増額となっております。

町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定による専決事項につきましては、「緊急性がある契約の変更は、契約金額の10パーセント以内の増減を行うこと。ただし、10パーセント以内に相当する金額が500万円以下であるものに限る。」と規定されており、この契約変更は、工事請負金額で494万1,200円の増額であり、その増額率は約2.7パーセントとなっております。

それでは、主な変更内容について、ご説明いたします。次のページの参考資料をご覧ください。

説明にあたりましては、変更となる事項についてのみとさせていただきます。また、変更内容は赤字で記載しております。

まず、工期であります。変更前の工期は、令和6年3月15日までとしておりましたが、日本ホッケー協会の公認人工芝競技場として取得するための申請手続きに所要の日数が必要となることから、変更後の工期を、令和6年3月29日までとしております。

次に、本工事の概要であります。人工芝改修面積ですが、変更前は6,840平方メートルとしておりましたが、現地測定の結果、6,850平方メートルに変更しております。作業内容に変更はありません。

散水設備の改修においては、箇所数の変更はありませんが、散水先端のノズル及び散水機などを追加依頼しております。付帯工として、日本ホッケー協会の公認人工芝競技場として取得するための申請及び公認証看板の制作設置を追加依頼しております。雑工として、スポーツ振興くじ看板の制作設置を追加依頼しております。次のページ、A3版三つ折りをご覧ください。

変更平面図であります。青色に着色した交流広場人工芝全面の6,850

平方メートルが工事範囲であります。また、散水栓改修の箇所数には変更ありませんが、散水先端のノズルを1本、散水機を2台追加し、フィールド全面に散水するようにしております。

右下の画像は、完成予想図であります。3月4日時点では新たな人工芝を張り終えており、現在はラインやマーカの埋め込み作業を行っております。予定では、3月10日頃には完了する見込みであります。

以上が、専決処分報告に伴う工事請負契約の変更内容の説明あります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。小谷議員。

**1 3 番 小 谷** ホッケー協会の公認についてなんですが、申請の分で一応今回入っていますけども、申請自体も町のほうがするものじゃないんですか。これに入っているということは、施工業者のほうが申請を出したということなんでしょうけども。その説明をお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 申請自体は町で印鑑を捺して申請しております。ただし、施工業者のほうに依頼をしまして、工事が正しく行われているかということで業者のほうにお願いしてですね、申請手続きを中間的立場でですね、施工業者のほうに依頼して、町の申請でお願いしているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですか。毛利議員。

**7 番 毛 利** はい。全く同じこと聞こうとしてました。手を挙げてしまったのでついでに聞きますが、その申請費用のいくらぐらい掛かるのかと。その下に看板を2枚ほどぐらい作られるみたいですけど、それがどのくらい掛かるのか金額をちょっと教えてください。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。毛利議員の質問にお答えします。諸経費を含む金額では算出しておりませんが、直接工事費で申請費用が149万5,000円程度、公認証看板の設置で10万円。それとスポーツ振興くじのほうもよろしいですか、はい。そちらのほうは8万5,000円程度で予算、すみません。設計計上しております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに、辻議員。

**6 番 辻** すみません、500万ほど増えてるわけですね。散水機が2

台とノズルが1本、そして、1メートルかける10メートルの広さがちょっと増えたということと看板が増えた。これらは500万もなるんでしょうか。それからスポーツ振興くじ看板は、もうスポーツくじ振興のほうに作らせるべきではないでしょうか。お答えをお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。工事請負費金額の500万の増額につきましては、積算を行いまして、その額が500万程度になったということで、ご理解願いたいと思います。

またスポーツ振興くじの看板を設置につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱の22条におきまして、この工事はスポーツ振興くじの助成金をいただいて工事の費用として行っております。でその22条には「助成事業者は助成事業の実施に際し助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマークを表示を行わなければならない」ということでもありますので、その助成事業者というのはこちらの川棚町のほうでありますので、町のほうで設置することになります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**10番田口** 看板ですけども10万円とかありますが、その看板のその金額はホッケー協会へ納めるお金っていうんですか、そういうものも含んでいるのですかね、あの看板そのものだけじゃなくてホッケー協会へ納めるお金というものも含んでいるのかどうか、あのくじのほうもそうですけど、納めるお金はないんですかね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 納めるお金ではありません。看板の制作・設置に要する費用ということで、ご理解願います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに、質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

#### 日程第 4 議案第 3 号

**議 長** 次に、日程第 4、議案第 3 号「令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 8 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 3 号「令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 8 回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3, 6 4 4 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 7 2 億 2, 2 9 8 万 2, 0 0 0 円にしようとするものであります。併せて、債務負担行為補正、及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主なものとしまして、歳入においては、「普通交付税の確定に伴う地方交付税の増額」、「歳出の補助事業等の増額に伴う国庫支出金の増額」、「財政調整基金繰入金の減額に伴う繰入金の減額」が主なものであります。

また、歳出においては、「決算を見込んだ事業費の執行残や落札減などによる不用額の減額」、「川棚中学校におけるアスベスト除去工事の実施に伴う川棚中学校施設改良費の増額」が主なものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、私のほうから令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 8 回）の内容について説明いたします。

なお今回の補正につきましては、歳出において決算を見込んだ事業費の執行残、落札減などによる不用額の減額が多くを占めております。歳入につきましても事業費の決算見込みに伴う増減が大半を占めており、簡略に説明いたしますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

また、今回の補正におきまして、今後の執行状況を見込み、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費において、2 款総務費から 8 款土木費まで全編を通じて増減の補正が生じております。説明に際しましては、「人件費の補

正」という表現で簡略に説明いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたします。24・25ページをお願いいたします。

1款議会費であります。1項1目議会費につきましては、通信運搬費に不足が生じる見込みであるため、11節役務費を3,000円増額するものがあります。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、2節、4節につきましては人件費の補正によるもので、18節につきましては、県と本町職員の相互交流に関する協定に関して、県への負担金に不足が生じることから50万円を増額するものであります。

2目庁舎管理費につきましては、組織改編による経費、及び庁舎入口における証明書発行窓口の開設に要する経費として所要経費を計上しております。庁舎内の案内サインの制作費及びカウンターやプリンターラックの購入費等として10節需用費を44万1,000円増額し、国保連合会システムの移設費として12節委託料を7万2,000円増額、電話機増設工事費等として14節を28万1,000円増額、執行見込みにより17節を減額するものであります。

5目会計管理費につきましては、会計年度任用職員の報酬改定等に伴う増額であります。

8目情報システム管理費につきましては、事務費の執行見込みに伴い10節需用費を40万円、17節備品購入費を60万5,000円それぞれ減額し、住基ネットプログラム修正業務委託及び積算システム更新に伴う庁内イントラ設定業務委託の実績確定に伴い12節委託料を141万5,000円減額するものであります。

9目地域づくり事業費につきましては、会計年度任用職員の報酬改定に伴う1節の増額であります。

10目交通安全対策費につきましては、郵送費の執行見込みに伴い11節を5万1,000円増額し、高齢者運転免許証自主返納支援事業について執行見込みに伴い18節を4万7,000円増額するものであります。

2項1目税務総務費につきましては人件費の補正であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の説明欄の番号1戸籍住民基本台帳費につきましては、28・29ページに記載しております、3節職員手当等の人件費の補正、及び12節につきましては、戸籍附票システムにおける振り仮記載対応に伴う業務委託費として増額するものであり、委託料については財源を全額国庫支出金として歳入に社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上しております。

説明欄の番号2マイナンバー交付事務費につきましては、26・27ページに記載しております2節給料について、会計年度任用職員の報酬改定に伴う増額であります。

4項3目衆議院議員補欠選挙費につきましては、衆議院議員補欠選挙の実施に要する経費として、委員報酬として1節を3万1,000円、職員の時間外手当として3節を7万5,000円、普通旅費として8節を5,000円、入場券等印刷製本費として10節を33万円、通信運搬費として11節を1万円、高速道路使用料として13節を1,000円、本人確認及び宣誓書作成機1台、開票計数機2台、広報車両用スピーカーセット購入費として17節を221万7,000円それぞれ増額するものであり、財源は県支出金として歳入に衆議院議員選挙費委託金を計上しております。

5項2目統計調査費につきましては、住宅・土地統計調査費、及び漁業センサス調査費につきまして、委員報酬及び会計年度任用職員報酬の実績確定に伴い1節を15万円、時間外勤務手当として3節を5,000円、報償金の実績確定に伴い7節を2,000円、事務費として8節を2万7,000円、10節を7万2,000円、11節を8万4,000円、13節を2万1,000円それぞれ減額するものであります。30・31ページをお願いします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費の説明欄の番号1社会福祉総務費につきましては、会計年度任用職員の報酬改定に伴い1節を1万8,000円増額するものです。

番号8国民健康保険基盤安定費につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の実績に伴う27節繰出金の減額であります。

番号13介護保険事業費につきましては、介護保険事業の実績見込みに伴う27節繰出金の減額であります。



番号14高齢者一体的事業費につきましては、通いの場支援委託費を介護保険事業から対応することとしたため、不用額として12節を減額するものであります。

3目老人福祉費の説明欄の番号1老人福祉費につきましては、外出支援等委託料の執行残として12節を49万円減額し、老人クラブ活動費補助金等の執行残として18節を20万円減額し、償還金の実績に伴い22節を10万円減額するものであります。

番号2養護老人保護措置費につきましては、養護老人ホーム措置費につきまして、措置人数の増加を見込み12節を77万円増額し、福祉組合負担金の減額に伴い18節を10万3,000円減額するものであります。

番号3敬老事業費につきましては、敬老祝金・長寿祝金の執行残として7節を78万円減額し、地区敬老事業補助金の執行残として18節を32万1,000円減額するものであります。

2項1目児童福祉総務費の説明欄の番号1児童福祉総務費につきましては、会計年度任用職員の雇用実績に伴い2節、3節、4節をそれぞれ減額するものです。

番号8川棚町子育て世帯出産サポート試行事業費につきましては、交付金事業の要綱に合わせ、委託費から負担金へ節の組替を行うものであります。

2目児童措置費につきましては、保育所等への給付費につきまして、国が定める加算基準の改定に伴い18節を791万8,000円増額するものです。なお、財源につきましては、国県支出金について歳入において増額補正しております。32・33ページをお願いします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費につきましては、人件費の補正であります。

3目健康増進費につきましては、健康診査や各種がん検診等委託料の執行残として200万円を減額するものであります。34・35ページをお願いします。

5款労働費であります。

1項1目勤労青少年ホーム管理費につきましては、総合文化センター清掃業務委託料の契約単価が変更となることに伴う12節を増額するものであります。36・37ページをお願いします。

6 款農林水産業費であります。1 項 5 目農地費、及び 3 項 2 目漁港管理費につきましましては、1 2 節委託料を執行残として減額するものであります。3 8・3 9 ページをお願いします。

8 款土木費であります。1 項 1 目土木総務費につきましましては、人件費の補正として 3 節を 7 万 3, 0 0 0 円増額し、事務費の不足を見込み 1 0 節を 5 万円増額するものであります。

2 項 2 目道路維持費の説明欄の番号 1 道路維持費につきましましては、1 2 節は道路維持に関する境界復元委託費、樹木伐採委託費等の執行残として、1 4 節は町道整備工事費の執行残として、1 5 節は原材料支給費の執行残としてそれぞれ減額するものです。

番号 2 安全施設整備費につきましましては、カーブミラー設置工事費等の執行残として 1 4 節を減額するものであります。

3 目道路新設改良費の説明欄の番号 1 道路新設改良事業費につきましましては、1 2 節は設計委託料の執行残として、1 4 節は町道拡幅等工事の執行残として、1 6 節は土地購入費の執行残として、2 1 節は補償金の執行残としてそれぞれ減額するものであり、番号 2 地方創生道整備推進交付金事業費につきましましては、1 6 節は土地購入費の執行残として減額するものであります。

4 目橋梁維持費につきましましては、橋梁点検業務委託料の執行残として 1 2 節を減額するものです。

3 項 1 目河川管理費につきましましては、河川維持補修工事費の執行残として 1 4 節を減額するものです。

2 目ダム対策費につきましましては、旅費の執行残として減額するものです。

4 目用悪水路費につきましましては、水路維持補修工事の執行残として 1 4 節を減額するものです。

5 目急傾斜地崩壊対策事業費につきましましては、1 4 節は崩壊対策工事費の執行残として、1 8 節はがけ地崩壊対策事業費補助金の執行残としてそれぞれ減額するものです。4 0・4 1 ページをお願いします。

4 項 2 目港湾建設費につきましましては、事業の実績による県営事業負担金として 1 8 節を減額するものです。

5 項 2 目公園管理費につきましましては、光熱水費や修繕費の執行残として 1

0 節を減額し、公園対策工事費の執行残として 1 4 節を減額するものであります。4 2・4 3 ページをお願いします。

1 0 款教育費であります。1 項 2 目事務局費の説明欄の番号 1 事務局費につきましても、会計年度任用職員の報酬改定に伴う 1 節、2 節の増額であり、番号 2 学校給食費助成（子育て支援）事業費につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として給食費の無償化事業を実施したことに伴い、本事業における 1 8 節を減額するものであります。

2 項 1 目学校管理費の 1 節報酬につきましても、会計年度任用職員の報酬改定に伴う増額であり、4 節につきましても、学校用務員の労災保険料として増額するものであります。

2 目教育振興費につきましても、交付金事業として給食費の無償化事業を実施したことに伴い準要保護世帯への給食扶助費を減額するものであります。

3 項 1 目学校管理費の説明欄の番号 1 川棚中学校管理費につきましても、1 節は、会計年度任用職員の報酬改定に伴う増額であり、4 節は、学校用務員の労災保険料として増額し、8 節は会計年度任用職員の通勤手当として増額するものであります。説明欄の番号 3 川棚中学校施設改良費につきましても、川棚中学校特別教室におけるアスベスト除去工事の実施に伴う監理業務委託費として 1 2 節を増額し、アスベスト対策工事費、LED 照明設置工事費、空調機取付工事費として 1 4 節を増額するものであります。なお、財源としていた、国庫支出金の学校施設環境改善交付金を 2, 5 9 7 万 7, 0 0 0 円、町債の学校教育施設等整備事業債を 5, 1 3 0 万円充当することとします。

2 目教育振興費につきましても、事務局費の執行残として 1 3 節を 8 0 万円減額し、交付金事業として給食費の無償化事業を実施したことに伴い準要保護世帯への給食扶助費として 1 9 節を減額するものであります。4 6・4 7 ページをお願いします。

1 1 款災害復旧費であります。1 項 2 目林業施設災害復旧費につきましても、委託料の執行残として減額するものであり、2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきましても、測量設計業務委託の未執行や、町道数石若草線道路

災害復旧工事、普通河川後田川護岸改修工事の未執行、その他復旧工事の落札残として12節、14節をそれぞれ減額するものであります。48・49ページをお願いします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより3,690万8,000円を減額するものであります。歳出は以上であります。続きまして、歳入を説明いたします、8・9ページをお願いいたします。

10款地方交付税であります。1項1目地方交付税につきましては、普通交付税の確定に伴う増額であります。次の10・11ページをお願いします。

13款使用料及び手数料であります。1項4目土木使用料につきましては、漁港使用料の実績を見込み減額するものであります。12・13ページをお願いします。

14款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金から2項5目総務費国庫補助金までにつきましては、歳出事業の増減に合わせ補正するものであります。次の14・15ページをお願いします。

15款県支出金であります。1項2目民生費県負担金から3項1目総務費委託金までにつきましては、歳出事業の増減に合わせ補正するものです。次の16・17ページをお願いします。

17款寄附金であります。1項3目教育費寄附金につきましては、実績に伴う増額であります。18・19ページをお願いします。

18款繰入金であります。2項3目財政調整基金繰入金につきましては、当初予算計上時に財源不足を補うため予定しておりました基金繰入金について、取り崩しの必要がなくなったことから減額するものであります。続きまして20・21ページをお願いします。

20款諸収入であります。4項5目雑入につきましては、交付額の確定に伴う減額であります。22・23ページをお願いします。

21款町債であります。1項2目土木債から5目災害復旧債までにつきましては、歳出事業の増減に合わせた補正であります。歳入は以上であります。続きまして3ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正であります。追加として記載しております、広報

かわたな編集印刷製本及び県広報誌仕分け業務につきましては、令和6年4月から広報誌の作成業務を行う必要があり、今年度中に入札事務を行う必要があることから、債務負担行として限度額を計上するものであります。

次に変更としております、総合行政システム機器更新につきましては、当初、経費の平準化を図るため、補正前の限度額にお示ししております2,810万円を限度額とし、令和10年度までの5年間のリース契約とする予定でしたが、更新機器を必要最小限に抑え、更新後の限度額のとおり532万9,000円まで経費を圧縮することができたため、一括払いへと見直し、債務負担行為の期間及び限度額を補正するものであります。次に4ページをお願いします。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました21款町債に対応するものでありまして、補正前と補正後の限度額の差額が、22ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額の合計を4億4,898万円とするものであります。50ページ以降につきましては、給与費明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上で令和5年度一般会計補正予算（第8回）の説明を終わります。

**議 長** これから質疑を行います。小谷議員。

**13番小谷** 二点ほどまとめてお聞きします。二点、三点かな。

学校給食の分ですが、43ページ。給食費の分で減額になってる分がいくつか今の説明でありましたけども、この減額っていうのそのなんで減額になってるものなのか、ちゃんと無償っていいですか、無償化の分だったと思いますけども、ここの説明をもうちょっと詳しくお願いしたいのが1点。

あと47ページの災害復旧費ですけども、すみません、ちょっと私聞き逃しました若草線ともう一か所二か所かくらい確か言われたかと思うんですけども、この工事の分が未執行ということで、説明がありましたが、この未執行になった原因とあと、災害復旧の分ですから、未執行になった分その後どうなるのかっていうのをちょっと説明お願いいたします。

それと今説明がありました3ページ、債務負担行為の部分ですが、行政システムの機器更新の分経費が圧縮されて、補正が入ってるっていうことですけども、圧縮された額がちょっとかなり大きいんですけども、ここをもう

ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

**議 長** 教育次長。

**教育次長** はい。まず、小谷議員の給食費に関するご質問にお答えいたします。この給食費の予算の減額補正につきましては、まず43ページ2項小学校費の2目教育振興費におきまして、19節扶助費330万円の減額となっております。

**議 長** 次長、もうちょっと声をはっきり。

**教育次長** はい。330万円減額させていただいています。こちらにつきましては、川棚小学校、石木小学校、小串小学校の準要保護・保護世帯の給食費の無償化分につきましては、給食費の助成分につきましてはこちらを地方創生臨時交付金の活用をするということで、そちらのほうに予算のほうを振替しております。

そして、3項中学校費でございますが、失礼しました、上段に戻りますが1項教育総務費の2目事務局費に18節の負担金、補助及び交付金こちらにつきましては、学校給食費助成子育て支援事業費ということで、こちらは第三子以降の無償化分そして、大変申し訳ございません、当初予算に計上しておりました令和5年度から取り組んでおります中学校3年生の無償化にかかる費用、そして第三子の給食費の助成こちらの分につきましては、9月から翌年の3月までを国の臨時交付金で対応させていただくということで、補正予算で可決していただいておりますので、そちらの分につきましては、その当初予算のこの計上しておりました科目のほうから減額補正をいたしております。

あと3項中学校費の教育振興費の扶助額19節扶助額340万円の減額についても小学校と同様に、要保護・準要保護世帯の給食費の減額ということで減額補正をさせていただいております。以上でございます。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 補足させていただきます。先ほど教育次長から説明がありましたとおり事務局費の番号2学校給食費助成事業費、そして2項2目ですね教育振興費、3項2目教育振興費につきましては、当初給食費の無償化及び扶助費、準要世帯の扶助費ということで予算措置しておいたものを交付金事業として実施するというようにしておりますので、実質組み替えたような形に

なっておりますということで、当初予算に計上している予算については減額ということで、対応しているものであります。以上です。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。小谷議員のほうから質問がありました災害の関係で回答いたします。補正予算のほうに46・47ページのほうに記載があります、公共土木施設災害復旧費にかかる14節工事請負費減額させていただいておりますが2項目の工事でございます。

説明がありましたが、町道数石若草線道路災害復旧工事、もう1点普通河川後田川護岸改修工事の未執行分、この分の減額となりますが、1点目町道数石若草線道路災害復旧工事につきましては、用地のほうの測量業務までは今年度実施いたしました、その後工事の発注にいたしましては、再度工事の復旧方法等の見直しに時間を要したことから今年度発注することができておりません。

それともう1点後田川のほうではありますが、こちらのほうにつきましては、土地こちら隣接する用地のほうが田んぼの耕作地になります。発注時期としましては、下半期に発注する予定としておりましたが、工事業者のほう町内業者になってくると思いますが、こちらのほう下半期にかけまして大変受注量を多く持っているということで発注してもなかなか契約が難しいという判断をさせていただきまして、こちらのほうは6年度のほうに実施をということで再度予算計上させてもらっておりますが、先にいっております数石若草線については、もう少し工事方法復旧方法に時間を要するというところでございます。以上回答といたします。

議 長 教育次長。

教育次長 はい。先ほど給食費関係で減額補正のご説明をさせていただきました中で、臨時交付金を活用した無償化を9月からと申し上げましたが、10月からに訂正させていただきます。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。3ページの債務負担行為補正についてご説明いたします。補正前が2,810万だったものを532万円ということで、限度額を大幅に減らしております。

これにつきましてはですね、昨年度債務負担行為を上げていると思うんですけども、そのときにはですね、機器等がどれだけか分からないということで、前回の更新時期の金額で上げていたということで、その中でですね、今年度中に更新をしなければならない機器等を精査し、前回から引き続き使えるものはですね使う、そういったことをしたところですね、この532万9,000円となったというものであります。

この2,810万円の中にはですね、リースでしておりますので、リース料率元の金利に、ほぼ利息ですねそういった部分も含まれている金額ということで、大幅に減額になっております。で6年度だけでの一括で支払いをしたいというふうに考えております。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

**8 番 田 口** 1点は今給食費の減額の説明がありましたが、国の交付金という財源が変更になったという説明ですが、その財源が変更になったのは、良いとして、なぜ支出が減ったのかというのが分からないなという気がしますので、それを聞きたいです。

でもう1点は29ページですが、選挙費の中で、備品購入費の説明の中で、宣誓のためのなんか機械ということでしたけども、その要するにどういうものかというのをお聞きしたいと思います。それからこの補欠選挙費ってなってますが、この補欠選挙は4月にあるんだと思うんですが、その準備のためということで分かりますが、歳入については15ページにあります総選挙費委託金でありますけども、要するに歳入のほうは総選挙費委託金となっておりますが、この総選挙費委託金をこの補欠選挙に使うというふうなこと、というふうに理解すればいいのでしょうかということです。以上です。

**議** 長 企画財政課長。

**企画財政課長** まず給食費の歳出の減額についてご説明いたします。交付金事業として財源を振り替えたということではなく、補正予算において歳出も含めて予算計上をしております。その補正予算のタイミングで、給食費の無償化であれば先ほど教育次長から説明がありましたとおり、10月から3月までの経費として、歳出も含め歳入と合わせ計上しております。それと準要保護世帯への給食費の支援に要する経費につきましても、当初予算において、5年度の当初予算において歳出を計上してございまして、そちらについて



減額すると。交付金事業として、さらに準要保護世帯への給付費についても歳出として計上、補正予算において計上しておりますので、当初予算相当分を減額するということとしております。

はい。あの、すみません。もう一度説明いたします。学校給食費につきましても当初予算において、まず中学3年生及び第三子の予算を計上しております。そして準要保護世帯への給食費の支援についても当初予算において計上歳出含め計上しております。そして補正において国の交付金事業として実施するということで、補正予算において、さらに歳出予算歳入予算を計上しておりますので、歳出予算については当初予算相当分を減額するということとしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 今言われた当初予算っていうのが分からないんですけど、当初予算って5年度の当初予算ではないんですか。それでだいぶ減額が大きいんですけども、その生徒の数なんていうのは、はっきり分かってるはずだから、当初予算で計上してたのをあのこの何百万という金額を減額すること自体がよく分からないんですけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 予算につきましては、令和5年度の当初予算でそれぞれ計上したものであります。そして、この減額の額につきましても当初予算において、その給食費の単価及びその見込まれる生徒の人数で当初予算を計上しておりまして、補正予算においてもちょっと補正タイミングはちょっと記憶にございませんが、7月か9月ぐらいの補正だったと思いますが、国の交付金事業を活用して給食費の無償化事業を実施しますと、歳出事業を計上しておりますので。はい。本来その補正予算7月なり9月にコロナ交付金事業として計上した折りに、令和5年度当初予算に計上しておった分を合わせて減額しておけばよかったんですが、今回のタイミングで減額補正だけ対応するということとしております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 選挙の件は。総務課長。

**総 務 課 長** 補欠選挙の件につきましてですけれども、財源につきましては、先ほど田口議員からありましたように衆議院議員総選挙費の委託費のほうを利用することといたしております。それからですね、歳出のほうの備品

購入の中です、宣誓書等を、作成する機械と言いましたが、これはですね、本人確認が必要な方これはですね入場券をお持ちで持って来られずにあの期日前投票に来られた方、あのやはり期日前投票の場合はですね、仕事帰りとか多いもので、入場券を持って来られないという方がですねこの機械に免許証なり、マイナンバーカードをかざすと自動的に宣誓書にあの住所と名前を記入してもらえるとというような機械であります。

でこれがですね、免許証などを置くことによってですね、顔認証ができますので、他人の分を持ってきてもこれができないということで本人が確認ができるというような機械であります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 5番炭谷です。40・41ページのです。土木費港湾費のところですけども、この最終的な三角の708万5,000円は執行残であり補正をしたいという意味と捉えてまして、そのこれだけの金額が残ったというのは、その例えば県拠出金とか国からの支援金とかゆうふうなもの当て込んだの残額なのか、もともと最初からの執行額である事業内容が安価で済んだのか、どちらかというに思いますので、その場所を含めて、お願いしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** 炭谷議員のご質問にあります。港湾建設費のほうの18節負担金に伴う減額についてなんですが、まずこちら県営事業のほうの港湾事業にかかる町の負担金となります。減額の理由としましては、県の事業について実績に伴いまして町の負担金が減ったという内容となっております。それと場所のほうなんですが、事業としましては、まず白石漁港のほうの漁港工事、港湾工事ですね。それと下百津DC沖の緑地整備の事業。それと川棚川の河口際になります平島の防波堤の堤防工事。それとこれが事業ができなかった部分になりますが、川棚旧数石港にあります五島鉦山付近の堤防工事、これが未実施となっております。それともう1点、平島のほうにあります、港湾から沖合のほうにあります浮標灯これが台風によって流されてその復旧工事が予定されておりましたが、これも未実施ということで2点の未実施もございまして減額になってるということでございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。辻議員。

**6 番 辻** 40・41ページの同じところなんですけど、公園管理費の中  
のですね。14の工事請負費ってありますけども、これあの町民の方からの  
トイレのウォッシュレットをしてほしいとかいう要望があったんですけどそ  
ういうのは、された分の残りでしょうか。お願いします。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** 辻議員からありましたそのウォッシュレットの要望っていうの  
は、すみません。ちょっと私のほうではその分の事業そういう要望があつて  
の予算立てはしておりませんので、それに伴う減額ということでございませ  
ん。あくまでも、執行残、落札減等と、もう1点琴見の公園のほうで予定し  
ておりました工事の件が1点、業者のほうがなかなか受けていただけなかつ  
た発注できなかったということで、次年度工事をするので、今回減額をさ  
せていただいております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第8回）」  
の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第8回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:17)

**議** 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:17)

(…休憩…)

(11:30)

**議** 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第5 議案第4号

**議** 長 次に、日程第5、議案第4号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** 長 議案第4号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5,640万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、18億7,656万5,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明をいたします。歳出からご説明いたしますので、10ページ・11ページをお開きください。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の医療費の支出実績により、減額するものであります。

5目の審査支払手数料につきましては、受診件数の実績によりまして、予算額の不足が見込まれましたので、増額するものであります。次のページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、歳入の補正によりまして、財源の調整を行うものであります。予算額の増減はございません。次のページをお開きください。

5 款保健事業費 2 項 1 目特定健康診査等事業費は、当初第 3 期データヘルス計画の策定業務を事業者に委託する予定でありましたが、職員による自力作成に変更しましたので、委託料相当額を減額するものであります。次のページをお開きください。

9 款予備費 1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより調整するものであります。

次に歳入を説明いたします。予算書 6 ページ・7 ページをお開きください。

4 款県支出金 1 項 1 目保険給付費等交付金は、歳出 2 款保険給付費、5 款保険事業費で説明しました事業費の減額に基づきまして、交付額の減額を見込み、減額補正するものであります。次のページをお開きください。

6 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金が確定したことによる減額補正であります。以上で説明を終わります。

**議**            **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 4 号「令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:34)

### 日程第6 議案第5号

**議** 長 次に、日程第6、議案第5号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** 長 議案第5号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、

6,627万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14億9,298万8,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

**議** 長 長寿支援課長。

**長寿支援課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。歳出から説明いたしますので、16ページ・17ページをお開きください。

1款総務費1項1目総務管理費につきまして、説明欄の一般管理費では10節需用費を、説明欄の電算システム費では12節委託料において、電算システム改修費の執行残不用額を、それぞれ減額するものです。

3目認定事業費につきまして、説明欄の介護認定審査費では、18節負担金、補助及び交付金において、東彼地区保健福祉組合介護認定審査会に係る

当年度分担金の減額による不用額を、説明欄の介護認定調査費では認定調査員に係る、3節職員手当、8節旅費の決算見込み不用額を、それぞれ減額するものです。次のページをお願いします。

2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費から同項6目特定入所者介護サービス等費までにつきまして、説明欄に記載のそれぞれの事業の、令和5年度の保険給付費等の決算見込みにより、給付費等をそれぞれ増額または減額するものです。次のページをお願いします。

4款地域支援事業等費1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、説明欄の訪問型サービス事業費では、決算見込みから、不用額として12節委託料15万円、18節負担金、補助及び交付金を20万円をそれぞれ減額し、説明欄の通所型サービス事業では、通所型サービス「きなっせ〜」及び「しゅ〜で」の利用実績による決算見込みから不用額として12節委託料を100万円を減額し、18節負担金、補助及び交付金では旧通所型介護予防相当サービスにおいて予算が不足する見込みであり、50万円を増額するものでございます。

説明欄の審査支払手数料につきましても、同様に予算の不足が見込まれることから、11節役務費に16,000円を増額するものです。

説明欄の一般介護予防事業費では、12節委託料において、「いきいきパラダイス」や「みんなでいごこーで」、水中運動教室等の介護予防事業の委託業務の実績による決算見込みから、不用額として12節委託料を40万円減額するものです。

次に2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、説明欄の包括的支援事業費（包括支援センターの運営）では、当初予算の計上において、パートタイム会計年度任用職員の共済負担金の積算誤りがありましたので、不用額となる4節共済費90万円を減額し、説明欄の任意事業費では、介護予防事業に携わる看護師、栄養士等のパートタイム会計年度任用職員の報酬について、他の事業費との支出調整により、不用額となる1節報酬を65万円減額するものです。

3項1目指定介護予防支援事業費につきましては、当初予算において、ケアマネージャーを1名増員することで、会計年度任用職員の採用を予定しておりましたが、採用ができなかったため、これに係る人件費が不用となるこ

とから、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費をそれぞれ減額し、また、介護予防支援計画委託料の不用額を見込み、12節委託料を減額するものです。次のページをお願いします。

8款予備費1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより、増額補正したものでございます。次に歳入をご説明いたします。6ページ・7ページをお願いします。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料につきましては、滞納繰越分の収入実績を見込み、増額するものでございます。

次の8ページから13ページまでの3款国庫支出金から5款県支出金までのそれぞれの補正につきましては、国、支払基金及び県からの交付金額の変更決定に合わせ、それぞれ増額または減額するものでございます。次に14ページ・15ページをお開きください。

一般会計からの繰入金である8款繰入金1項1目介護給付費繰入金及び2目地域支援事業繰入金につきましては、歳出で説明しました、2款保険給付費及び4款地域支援事業費をそれぞれ減額補正することから、町負担分の繰入金を負担割合等により、それぞれ減額するものです。

4目その他一般会計繰入金につきましても、繰入れの対象となる歳出1款総務費及び4款3項1目指定介護予防支援事業費の減額補正に合わせ、町負担分を減額するものです。以上で説明を終わります。

**議**            **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり



**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

( 1 1 : 4 3 )

#### 日程第7 議案第6号

**議 長** 次に、日程第7、議案第6号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第6号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するとともに、より効率的な組織とするため、今回、課及び係の一部を改めるものであります。

観光振興や移住定住、ふるさと納税などこれらを一体となって取り組むため、現行の「企画財政課」の業務を見直し、「企画観光課」及び「税財政課」を設置することとしたものであります。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、詳細については総務課長に説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** それでは、新旧対照表で説明いたしますので、議案の2枚目のページをお開きください。

第1条において、課室の設置を規定しておりますが、その第2号中「企画

財政課」を「企画観光課」に、第3号中「税務課」を「税財政課」に、第7号中「産業振興課」を「農林水産課」にそれぞれ改めようとするものであります。

また、第2条においては、現行では各課室の事務を定めておりますが、町長が別に定めることと改めようというものであります。

これは、現在も規則で各係ごとの事務を定めておりますので、この規則で定めようとするものであります。議案1枚目の改正条例本文をご覧ください。

附則であります。附則第1条においては、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

さらに附則第2条において、川棚町総合計画審議会設置条例第6条で規定しております「企画財政課」を「企画観光課」に改め、附則第3条におきましては、川棚町観光施設運営あり方検討委員会設置条例第8条で規定する「産業振興課」を「企画観光課」に改めるようとするものであります。この部分につきましては、新旧対照表の一番最後のページに載せておりますが、審議会や委員会の庶務の所管の名称を替えるものであります。これにつきましては、別に参考資料は付けておりますが、これはですね、係名を参考とするために入れております、そういったことでですね各課室の分掌する事務につきましては、中身の表現方法などを今後変えることもありますが、規則のほうではですね、こういった課ごとにではなく、係ごとに事務を記入しておりますので、ここの中でですね、例えば企画観光課でセのところにアからコマでということコマというのがちょっと元々の事務でサシスが追加されておりますが、この部分についてはですね、規則の中で、それぞれ加えた部分に変更していきたいと考えております。こちらではですねどういった係名になるか新たな係名ですねという部分を見ていただければと思います。以上で、説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

( 1 1 : 4 9 )

## 日程第8 議案第7号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第8、議案第7号「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第7号「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

今回の改正は、「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行され、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定が整備されることに伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するための改正を行うものであります。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、詳細については総務課長に

説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、2枚目の新旧対照表をお開き願います。

まず第2条では、会計年度任用職員の給与について規定しておりますが、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の給与に勤勉手当をそれぞれ追加するものであります。

第3条第2項には、給与の遡及についての規定を新たに加えております。第11条の2では、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について給与条例の規定を準用することを追加するものであります。

次のページの第23条の2につきましては、パートタイム会計年度任用職員について給与条例の規定を準用することを追加するものであります。これら2つは給与条例の勤勉手当についてですね準用するということでありま  
す。条例改正の附則のほうをお願いします。一番最初めのページの下になり  
す。

附則であります。附則第1条において「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」こととしています。

さらに附則第2条において、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することとし、新旧対照表の一番最後のページにあります、育児休業中の会計年度任用職員についても勤勉手当の支給ができるように改正するものであります。

以上で、説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。ありませんか。辻議員。

6番辻 パートタイムで今働いている人数は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。先ほどの補正予算の中で、出してありますが、補正予算書の53ページに補正前が110人補正後が109人ということで、現在109人の会計年度任用職員のパートタイム職員がおります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「川棚町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:55)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:55)

(…休憩…)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第9 議案第8号

議 長 次に、日程第9、議案第8号「職員の旅費に関する条例の一部

を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町長** 議案第8号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、日当及び宿泊費等の額を改定するため、旅費に関する条例の一部を改めるものであります。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、詳細については総務課長に説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** はい。それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、議案の2枚目のページをお開きください。

第7条において、旅費の種類を定めておりますが、宿泊雑費をなくし、別表第1において定める日当及び宿泊料の額を改めるものであります。

別表第1に掲げております日当の額につきましては県内及び県外の区分をなくし、1日につき1,500円とし、宿泊費につきましては、これまで実費での支給であったものを、11,000円の定額での支給と改めるものであります。

また、備考で東京23区内への旅行における日当の額を、2倍の額の3,000円とすることとしています。

新旧対照表の次のページですけれども、宿泊雑費をなくすため、別表第2を削るものであります。議案1枚目の改正条例本文にお戻りください。

附則において、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。堀池議員。

**9番 堀池** 日当と宿泊料の変更ということで、備考の方には東京の方は日当は2を乗じた額ということなんですけど。宿泊料東京のほうで11,000円で泊まれるところ私あまり知らないんで大丈夫なのかなと思うんですけども、その点はいかがですか。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** はい。基本的に東京への宿泊につきましては、パック旅費を採

用しております。ですので、飛行機と宿泊が一緒になったパック料金の実費で払うことといたしております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

( 1 3 : 0 4 )

## 日程第10 議案第9号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第10、議案第9号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** **長** 議案第9号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

なお、改正の内容については、健康推進課長から説明させますので、ご審議のうえご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは改正の内容につきましてご説明をいたします。

新旧対照表を使用して、ご説明いたしますので、議案を1枚開いていただきまして、2枚目をお開きください。

まず、条例第15条第2号の改正につきまして、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、いわゆる「認定子ども園法」が改正をされまして、法第3条第11項が第10項に繰り上がったため、これに合わせた改正を行うものであります。

新旧対照表の2枚目をお開きください。条例第23条につきましては、内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」これの改正に合わせて改正を行うものであります。

この改正によりまして、保育施設で提供されるサービスの内容を施設内での掲示のみとしておったところを、今後はインターネット上に公開するということが求められるものであります。

条例第35条第3項及び第36条第3項につきましては、内閣府令の改正により、読み替え規定の整理を行うもので、内容についての変更はありません。それでは、議案1枚目、改正文の附則をご覧ください。

この条例は公布の日から施行するただし、第23条の改正規定、さきほど申しました保育施設のサービスの内容をインターネット上に公開する部分こちらにつきましては令和6年4月1日から施行することとなっております。以上で説明を終わります。



**議** **長** これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** この改正条例の第2段落というのでしょうか、第35条第3項の後段中というところがちょっと読みにくいのですけれども、というのは法第19条第1号または第2号を同号または同条第2号に、は分かるんですが、その後に教育・保育給付認定子どもとっていうところがですね、なになにをなになににっていうふうになんか抜けてないのかなと思うんですが。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 内閣府での改正で文言が変わっておりまして、この後にもともとあった文言の一部が読み替えをする必要がなくなっているということで、削除している部分がありますその関係で文言が変わっております。

**議** **長** よろしいですか。はい。田口議員。

**10番田口** その削除をされたという部分はそのあのどこを削除するか書かんでいいんですかね。なんか。すいません。この第35条第3項後段中の次の行のかぎかっこのかぎかっこの締めはどこなんですかね。

**議** **長** ん。田口議員よかとですか。

**10番田口** 分かりました。あの今読みました第35条第3項後段中の次の行の鍵かっこ教育保育認定あの子どもっていう教育保育給付認定子どもっていうのの左側のかっこの締めはその二行下の総数とかぎかっこ閉じると・の後のかぎかっこですね、締めてるのは、ということになりますね。

**議** **長** え、それで田口議員はそれでよろしいんですか。

**10番田口** それで読めばいいんでしょうか。

**議** **長** はい。健康推進課長。

**健康推進課長** そのようにお願いいたします。

**議** **長** ほかに質疑はありませんか。堀田議員。

**1番堀田** 1番堀田です。あのこの23条の中にですね、新たにこう変わったところに自動公衆送信ってありますけど。これあのもう俗にいうインターネットあるいはあのSNSだろうと思いますけど、なぜそのように、あのもっと今の時代にあった文言にされないのか、それをお尋ねしたいと思います。

**議** **長** はい。健康推進課長。

**健康推進課長** 確かにおっしゃるとおりですけれども、あの一応条例等の改正

につきましては、あの国県等からですね、参考例というものが示されておりまして、そのほかの関係法令等と同じような文言を使うようなことを指導といたしますか、指示といたしますかされておりまして、そこで記載されている文言をですね、そのまま使用したという状況であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 4月1日から施行ということですが、施設を運営されているところには、このホームページとかなんとか作らないといけないっていうものは、もう前もって、告知をされているのかどうかそのところちょっとお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。担当のほうで確認をしましたところ、今あのこれを適用するあのこども園保育所ですべて、あの町内にある施設につきましては、ホームページを持っていらっしゃると思いますので、でそこにあの今度それを載せてくださいということで、条例の改正後にですね、ご連絡するようにしております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

す。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「川棚町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

( 1 3 : 1 4 )

### 日程第11 議案第10号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第11、議案第10号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第10号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）が令和6年1月19日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。この政令の施行により、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条の「保険料率の算定に関する基準」が改正されることから、本町の介護保険条例におきましても介護保険料率に係る規定の改正が必要となったものであります。

なお、詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議のうえご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 長寿支援課長。

**長寿支援課長** それでは、説明いたします。

町長が提案理由で説明しましたように、介護保険法施行令の一部改正が、令和6年4月1日から施行され、この一部改正により第38条の「保険料率の算定に関する基準」が改正されますので、本町の介護保険条例第3条の「保険料率」の規定について、一部を改正するものです。

なお、介護保険法第117条では、市町村は、三年を一期とする介護保険

事業計画を定めることが規定されており、現在、令和6年度からの向こう三年間の、第9期介護保険事業計画につきまして、策定を進めていますが、介護保険料につきましては、第9期計画期間においても、基準額を現行水準の年額6万6,000円に据え置くことで、介護保険運営協議会における策定協議で了承されておりますので、このことを踏まえての改正となります。

それでは、改正内容を説明いたします。

お手元に、今朝「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例第3条（保険料率）の改正資料」を配付しておりますのでこれを、ご覧ください。

資料の右半分に現行の第8期計画期間（令和3年度から令和5年度）の三年間を、左半分に改正後となる第9期計画期間（令和6年度から令和8年度）の三年間の介護保険料について、表形式で記しております。

資料の表頭に記載する保険料の基準額（これは、第1号被保険者の段階区分の第5段階になりますが。）、冒頭、申し上げましたように、第9期計画期間も第8期計画期間と同額の年額6万6,000円に据え置くこととしております。

第8期から第9期での大きな改正点は、第1号被保険者本人の収入や属する世帯の町民税の課税状況等により決定する、第1号被保険者の段階区分（表の1列目でありまして、条例第3条第1項の各号に該当します。）が、介護保険法施行令第38条第1項の改正により、第8期では9段階区分であったものが、第9期では13段階区分へと4段階追加されております。

なお、第9期における、第1号被保険者の段階区分表の第1段階から第13段階への該当要件は、資料の裏面に記載しているとおりであります。これまでの、第9段階の部分が、「前年の合計所得金額320万円以上」であったものが、第9期では320万円に100万円ずつを加えるごとに細分化され、最終の第13段階を「前年の合計所得金額720万円以上」として4段階追加されています。

表面に戻っていただき、段階区分ごとに保険料基準額に乗じる割合（表の2列目）につきましても、介護保険法施行令の改正によりまして、第1段階から第3段階までは引き下げられおり、新設となった第10段階から第13段階はそれぞれ1.9から2.4までとされており、第10段階から第13段階までに該当する、本人の収入が高い方につきましては、保険料は引き上

げとなるところでございます。

なお、それぞれの段階区分ごとの介護保険料は、基準保険料66,000円に乗じる割合を乗じて、算出した額（表の3列目）となります。以上が、新旧対照表の改正後の第3条第1項の内容です。

次に減額賦課につきましては、表の4列目と5列目に記していますが、第1段階から第3段階に該当する第1号被保険者の保険料は、これまでと同様に、改正後の介護保険法施行令第38条第11項から第13項において軽減措置が規定されることから、これにより、保険料基準額に軽減後の乗じる割合（表の4列目）を乗じて算出した保険料（表の5列目）が、第1段階から第3段階までに該当する第1号被保険者のそれぞれの区分で実際にご負担いただく介護保険料となります。以上が、新旧対照表の改正後の第3条第2項から第4項の内容となります。

それでは議案の改正本文に戻っていただきまして、附則でございます。附則第1項では、この条例の施行期日を、令和6年4月1日からとしております。第2項では、経過措置としまして、改正後の川棚町介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。毛利議員。

**7 番 毛 利** 1点お尋ねしたいんですけど。今度その新設される第10段階から第13段階の方っていうのは、どのぐらいの割合いらっしゃいますか。何名程度対象になるとかいうのはお分かりですか。

**議 長** 長寿支援課長。

**長寿支援課長** ただいまのご質問について、お答えいたします。令和5年度の4月1日の段階ということで、確認をしましたところ、これまで第9段階改正前の第9段階に属する方が154人となっておりましたが、それぞれ9、10、11、12、13段階です、58人、24人、15人、15人、42人という区分になっていきます。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:25)

## 日程第12 議案第11号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第12、議案第11号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第11号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が令和6年1月25日に公

布され、令和6年4月1日から施行されます。この省令により、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本町においても、「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」の関係条文の改正が必要となったものです。

なお、改正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議のうえご決定いただきますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 長寿支援課長。

**長寿支援課長** それでは説明いたします。町長が提案理由で説明しましたように、厚生労働省の省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正が、令和6年4月1日から施行されますが、この省令は、今回、改正しようとする、「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」の条項の定めにおいて、従うべき基準または参酌する基準であることから、今回の省令の一部改正の内容に合わせて改正するものでございます。

なお、この厚生労働省令を「基準省令」と称して説明しますが、条例改正の説明は、今回の基準省令の改正の主な点を中心に説明させていただきます。それでは、新旧対照表をお開きください。4枚めくってください。5枚目から新旧対照表をつけております。右側が現行、左側が改正案となります。2ページのほうをお開きください。

第5条では、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャー1人当たりの取扱件数についての改正であり、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について見直され、改正後の第2項では、原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数ごとに1ずつ増やすことに改正するものです。改正後の第3項では、居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49以下であれば必要

なケアマネジャーの員数は1とし、49の倍数ごとに1ずつ増すことにするよう新たに規定するものです。

3ページの第6条の改正は、管理者の兼務範囲を明確化するための改正であり、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を規定するものです。

4ページの第7条の改正は、公正中立性の確保のための取組の見直しに関する改正として、事業者の負担軽減を図るため、5ページの改正後の第3項では、前6か月に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とすることを新たに規定するものでございます。

5ページ以降の第15条及び第16条の改正ですが、改正前の第15条の指定居宅介護支援の取扱方針及び第16条の居宅サービス計画の作成等については、国の「基準省令」において規定が整理統合されておりますので、これに合わせて、改正後は第15条で指定居宅介護支援の基本取扱方針、第16条では指定居宅介護支援の具体的取扱方針として、「基準省令」に倣い各条項を規定するものです。

なお、今回の改正では、第7条の改正後の第16条第2号の2において、身体的拘束等の適正化の観点から、介護予防支援にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定し、同条第2号の3では身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を義務付けることを新たに規定し、10ページの改正後の同条第14号においては、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの事項が設けられ、(ア)、(イ)の要件を設定したうえで、少なくとも2か月に1



回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることを新たに規定するものです。

14ページの第25条の改正では、「書面掲示」の規制の見直しに係る改正であり、現行は事業所内へ、事業所の運営規程の概要等の重要事項に関して「書面掲示」を求めているところですが、インターネット上で情報の閲覧で完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトへの掲載の義務付けを規定するものです。

15ページの第32条の改正では、記録等の整備に関し、改正後の同条第2項第3号において、改正後の第16条第2号の3の規定による、身体的拘束等を行う場合の記録について、整備及び保存の対象とすることを新たに規定するものです。

以上、主な改正点について、説明しましたが、今回の「基準省令」の改正において、用語の定義の挿入や、字句の改正などは、今回の改正後の「基準省令」に合わせて改正しておりますので、説明は省略させていただきます。

改正文の4枚目の裏面の附則をご覧ください。

第1項では、この条例の施行期日を令和6年4月1日から施行することとしております。

第2項では、重要事項の掲示に係る経過措置としまして、改正後の基準省令の取り扱いに合わせ、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の第25条第3項（改正後条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用につきましては、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とすることとしております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:38)

### 日程第13 議案第12号

**議** 長 次に、日程第13、議案第12号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** 長 議案第12号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が令和6年1月25日に公

布され、令和6年4月1日から施行されます。この省令により、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本町においても「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の関係条文の改正が必要となったものであります。

なお、詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議のうえご決定いただきますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 長寿支援課長。

**長寿支援課長** それでは、説明いたします。町長が提案理由で説明しましたように、厚生労働省の省令「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正が、令和6年4月1日から施行され、この省令は、今回、改正しようとする、「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の条項の定めにおいて、従うべき基準または参酌する基準であることから、今回の省令の一部改正の内容に合わせて改正するものです。なお、この厚生労働省の省令を「基準省令」と称して説明しますが、条例改正の説明は、今回の基準省令の改正の主な点を中心に説明させていただきます。

それでは、新旧対照表をお開きください。3枚目からとなります。右側が現行、左側が改正案となります。

1ページの第4条の改正では、改正後の第4条第2項において指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受け、指定介護予防支援を行う場合の人員配置として、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないことを新たに規定するものです。

第5条の改正では、改正後の第5条第3項2ページになりますにおいて、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受け、指定介護予防支援を行う場合の管理者は、事業所ごとに常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著し

く困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができることを規定し、また、同条第4項では、管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないことを新たに規定するものです。

3ページの第12条の改正では、利用料等の受領に関し、第2項では、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、通常の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受け取ることができるものとし、第3項では、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、第2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用の説明を行い、利用者等の同意を得なければならことを新たに規定するものです。

4ページの第23条の改正は、「書面掲示」規制の見直しに係る改正であり、現行は事業所内へ、事業所の運営規程の概要等の重要事項に関し「書面掲示」を求めているところですが、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトへの掲載の義務付けを改正後の同条第3項に規定するものです。

第30条では、記録等の整備に関し、改正後の第30条第2項第6号において、改正後の第32条第2号の3の規定による、身体的拘束等を行う場合の記録について、整備及び保存の対象とすることを新たに規定するものです。

5ページの第32条の改正では、指定介護予防支援の具体的取扱方針に関し、改正後の同条第2号の2において、身体的拘束等の適正化の観点から、介護予防支援にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定し、同条第2号の3では身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を義務付ける規定を新たに置くものです。

改正後の同条第16号においては、人材の有効活用及び指定居宅サービス

事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの事項が設けられ、6ページに記載する（ア）、（イ）の要件を設定した上で、少なくとも6月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることを新たに規定するものです。

7ページの改正後の同条第29号は、本町において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たり、町長から情報提供の求めがあった場合には、介護予防サービス計画の実施状況等を本町に情報提供することを新たに規定するものです。

以上、主な改正点について、説明しましたが、今回の「基準省令」の改正において、用語の定義の挿入や、字句の改正などは、今回の改正後の「基準省令」に合わせて改正しておりますので、説明は省略させていただきます。

改正文に戻っていただきまして2枚目のですね附則をご覧ください。

第1項では、この条例の施行期日を令和6年4月1日から施行することとしております。

第2項では、重要事項の掲示に係る経過措置としまして、改正後の基準省令の取り扱いに合わせ、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の第23条第3項（改正後条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用につきまして、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とすることとしております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:51)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(13:52)

(…休憩…)

(14:05)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第14 議案第13号

議 長 次に、日程第14、議案第13号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第13号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」に

つきまして、提案理由をご説明いたします。

「漁港漁場整備法」の名称が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められたことに伴い、「川棚町漁港管理条例」の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、産業振興課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは、改正内容についてご説明いたします。新旧対照表によりご説明いたしますので、改正文の次のページをご覧ください。

先ほど町長からの提案理由で説明のありましたとおり、関係する法律の名称が改められたことに伴い、第1条本文中の「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるものであります。改正文に戻っていただき、附則をご覧ください。

この条例の施行期日については、令和6年4月1日より施行する。としております。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 07)

#### 日程第15 議案第14号

**議**            **長** 次に、日程第15、議案第14号「川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第14号「川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例を廃止する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

大崎観光施設あり方に関する基本方針に基づき、令和7年4月1日以降の大崎保養・宿泊施設である「くじゃく荘」につきましては、「売却」または「譲渡」する事務を進めてまいりますので、本条例を廃止する条例を提案するものであります。

詳細につきましては、産業振興課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは、ご説明いたします。

大崎保養・宿泊施設である「くじゃく荘」については、現在、指定管理者制度を活用し管理運営を行っておりますが、令和2年2月の町議会臨時会において、大崎観光事業の可能性、半島内施設の運営方法について見直すよう、産業建設文教委員会よりご意見をいただき、協議・検討を行い、昨年9月に「大崎観光施設あり方に関する基本方針」を策定し、この基本方針に基づき「売却」または「譲渡」することで事務を進めて行くこととしております。

したがって、令和7年4月1日以降においては、本条例が不要となり



ますので、廃止するものであります。廃止条例の附則をご覧ください。

「この条例は、令和7年4月1日から施行する。」としております。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号「川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例を廃止する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 11)

#### 日程第16 議案第15号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第16、議案第15号「川棚町大崎温泉施設設置条

例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町長** 議案第15号「川棚町大崎温泉施設設置条例を廃止する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

大崎観光施設あり方に関する基本方針に基づき、令和7年4月1日以降の大崎温泉施設である「しおさいの湯」につきましては、「売却」または「譲渡」する事務を進めてまいりますので、本条例を廃止する条例を提案するものであります。

詳細につきましては、産業振興課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

**議長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 先ほどの議案と同じ説明となりますが、ご了承いただき、ご説明いたします。

大崎温泉施設である「しおさいの湯」については、現在、指定管理者制度を活用し管理運営を行っておりますが、令和2年2月の町議会臨時会において、大崎観光事業の可能性、半島内施設の運営方法について見直すよう、産業建設文教委員会よりご意見をいただき、協議・検討を行い、昨年9月に「大崎観光施設あり方に関する基本方針」を策定し、この基本方針に基づき「売却」または「譲渡」することで事務を進めて行くこととしております。

したがいまして、令和7年4月1日以降においては、本条例が不要となりますので、廃止するものであります。廃止条例の附則をご覧ください。

「この条例は、令和7年4月1日から施行する。」としております。以上で説明を終わります。

**議長** これから、質疑を行います。よろしいですね。

(発言なし)

**議長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号「川棚町大崎温泉施設設置条例を廃止する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「川棚町大崎温泉施設設置条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 14)

#### 日程第17 議案第16号

議 長 次に、日程第17、議案第16号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第16号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

今回の改正につきましては、下水道法施行令の一部を改正する政令が、令和6年1月4日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、下水道へ排除する排水基準が改正されるため、これに併せて本条例を改正しようとするものです。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは、改正内容を説明いたします。1枚めくっていただ

き、新旧対照表をご覧ください。

第10条の除害施設の設置等についてであります。第1項、第5号「六価クロム化合物」の排水基準について、下水道法施行令の改正が行われ、公共下水道への排水基準1リットルあたりの含有量が0.5mg以下から0.2mg以下に強化されたことから改正を行うものであります。それでは、改正本文をご覧ください。

附則でございます。「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」としております。以上で説明をおわります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。ありませんか。炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 六価クロムの基準ということですので、現行川棚町の水道の値っていうのは、もちろん0.2はクリアしてると思いますが、分かっておれば説明をお願いしたいと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水 道 課 長** ただいまのご質問ですが、排水基準につきましては下水道の排水基準になりますので。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかにありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:17)

### 日程第18 議案第17号

**議 長** 次に、日程第18、議案第17号「川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第17号「川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日より施行されることに伴い、会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となりました。これに伴い、本条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水道課長** それでは、改正内容を説明いたします。1枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項、同条第7項の給与の種類につきまして、それぞれ「勤勉手当」を追加改正をしているものでございます。

第7条の通勤手当につきましては、今後該当する可能性があることから今回の改正に併せて改正を行うものでございます。

第13条、第14条につきましては、第7条において「職員等」の範囲を改めたことからそれぞれ改正を行うものです。それでは、改正本文をご覧ください。

ださい。

附則でございます。「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」としております。以上で説明をおわります。

議 \_\_\_\_\_ 長 これから、質疑を行います。よろしいですね。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号「川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「川棚町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:20)

#### 日程第19 議案第18号

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、日程第19、議案第18号「川棚町水道事業給水条例の

一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町長** 議案第18号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、「水道法」が一部改正され令和6年4月1日に施行されます。これに伴い、本条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水道課長** それでは、改正内容を説明いたします。1枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

町長が提案理由で説明いたしましたように、水道法等の権限が厚生労働省から国土交通省に移管されたことから一部改正を行うものです。

第5条第1項及び第39条第2項において、それぞれ「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めております。それでは、改正本文をご覧ください。

附則でございます。「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」としております。以上で説明をおわります。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** 水道に関する事務が、厚生労働省から国土交通省及び環境大臣と町長の説明では先ほど言われたと思うんですが、国土交通大臣と環境大臣のほうに移管になったその趣旨がいまいち分からないんですけど、どういう趣旨でそういう移管になったのかっていうのが分かれば教えていただきたいんです。

**議 長** 水道課長。

**水道課長** 法令の改正での説明では、町長の最初提案理由でも説明をしておりますが、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に水道法等による権限を移管しているということになっております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第18号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:25)

## 日程第20 議案第19号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第20、議案第19号「東彼地区保健福祉組合規約の変更の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 、議案第19号「東彼地区保健福祉組合規約の変更の件」について、提案理由を説明いたします。

今回の変更につきましては、東彼地区保健福祉組合の管理者の選任方法を現行の「管理者は、組合の議会において各町の長のうちから選任する。」を「管理者は、各町の長の互選により、組合の議会の同意を得て選任する。」



と改めるもので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、規約の変更が必要となりましたので、このことについて地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案の理由とさせていただきます、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 補足説明要らないんですか。いいんですか。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号「東彼地区保健福祉組合規約の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第19号「東彼地区保健福祉組合規約の変更の件」は、原案のとおり可決されました。

(14:27)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長                    村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員                    山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員                    坂 中 信 浩

個人情報保護の観点から、住所等の記載部分において黒の長方形のマスキングを付しております。